

国広情第339号の2
平成27年2月20日

審査請求人
石川県鳳珠郡能登町中斉ワ部2
中 登史紀 殿

国土交通大臣
太 田 昭 宏

裁決書の謄本の送付について

審査請求人が平成26年11月7日付けで提起した審査請求について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第1項に基づき、裁決を行いましたので、同法第42条第2項の規定に基づき、別添のとおり裁決書の謄本を送付します。

この裁決について不服がある場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（同法第14条第1項）に国を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。